

札幌市避難場所基本計画の概要について



【第1章 総則 (P1)】

計画の目的・避難者数の想定

計画の目的

- 本計画は、東日本大震災における避難所の寒さ対策や物資不足等の課題を受け、札幌市地域防災計画に基づき作成
- 被災者の安全確保と復旧に向けた支援拠点となる避難場所について、環境整備や応急救援備蓄物資の配置方法等、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定める

避難者数の想定

	被害総量の最大	発災当日避難者数
第3次地震被害想定	月寒断層 ~ 冬季発災	110,666人

避難場所の種類と指定

名称	役割	指定場所	
一時避難場所	一時的に身の安全を確保する場所	公園や学校のグラウンド など	
広域避難場所	大規模火災が発生した場合に避難する場所	大規模な公園 など	
収容避難場所	自宅で生活できない人等が屋内の施設で身体や生命を守る場所		
	基幹避難所	基幹となる避難所	市立小中学校 各区体育館
	地域避難所	一時的に避難者を収容する施設	地区会館 寺 など
福祉避難場所	収容避難場所での生活に特別な配慮を必要とする人を収容する施設	社会福祉施設 など	

2

避難場所の種類と指定 (収容避難場所)

収容避難場所は、それまで、区分がなかった

収容避難場所



小中学校の体育館



お寺



町内会館

これを基幹避難所と地域避難所に区分

収容避難場所



小中学校

基幹避難所



お寺

町内会館

地域避難所

3

(参考) 災害対策基本法の改正による避難場所の指定

東日本大震災では、住民が津波の危険区域にある避難所に逃げたために、かえって危険が生じた。

平成26年7月

指定緊急避難場所

災害の種類(洪水、土砂、地震、大規模な火事)ごとに、災害の危険から緊急に逃れるために避難する場所を指定

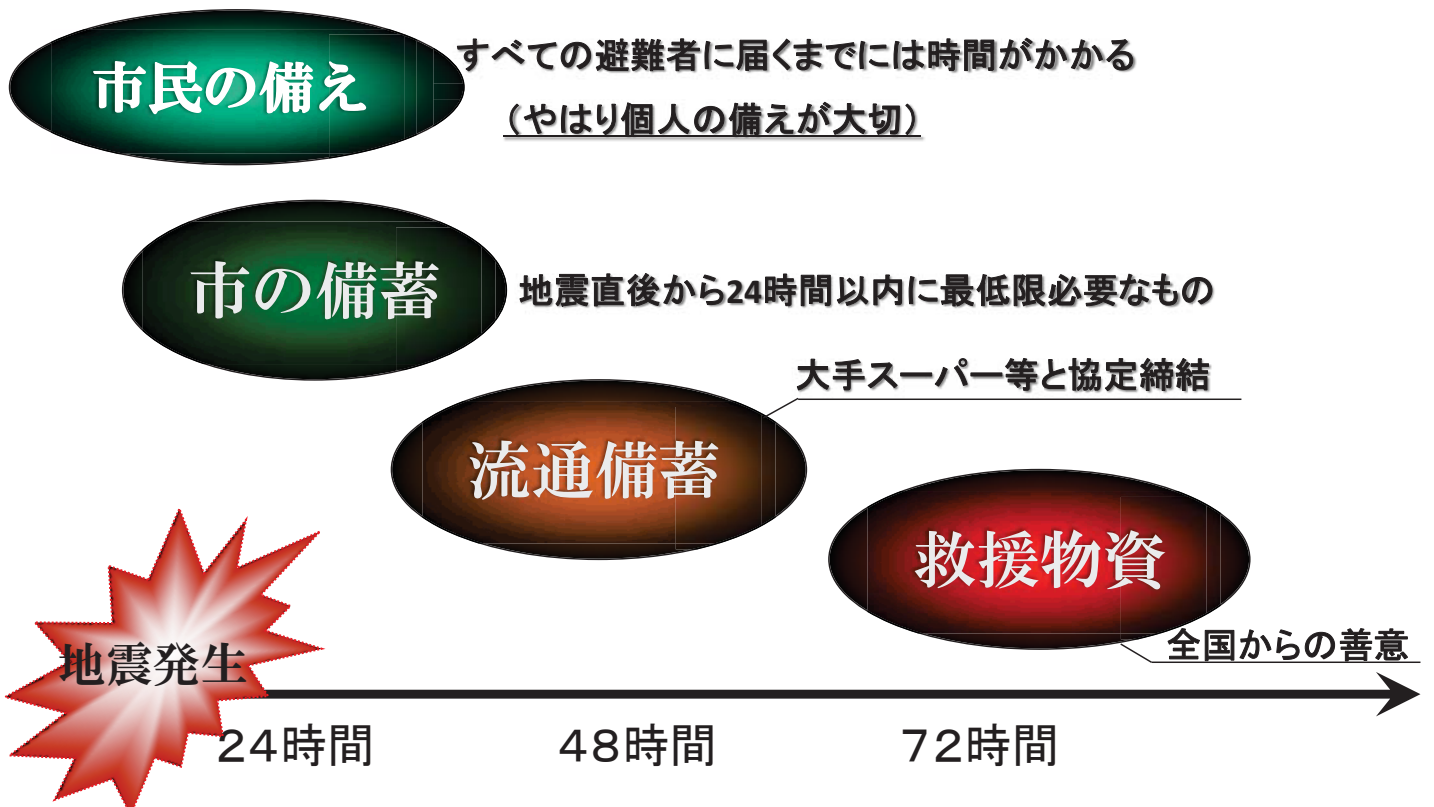
※小中学校や区体育館など

指定避難所

被災者を避難のために必要な間滞在させるため、一定の基準を満たす施設を指定

4

(参考) 備蓄の考え方



5

寒さ対策・停電対策

ライフライン被害

熱源 \ 経過日数	初日	1日	1週間
電力機能支障率	17.8%	2.5%	0%
都市ガス機能支障率	97.0%	97.0%	95.4%

6

寒さ対策

- 発災直後の暖房が停止している間の寒さ対策は、寝袋、毛布等、直接身体を保温する用品による対策
 ⇒ 寝袋、毛布を1人につきそれぞれ1個・1枚
 ⇒ より保温性の高い札幌式高規格寝袋に更新
- 校舎の1階の部屋を避難場所として指定し、移動式灯油ストーブにより暖を採る場所を確保
 ⇒ 移動式灯油ストーブにより暖を採る場所を確保
- 都市ガス使用校の体育館暖房設備に LPガス接続口を設置

7

(参考) 札幌式高規格寝袋



8

【第3章 停電対策（P11）／第4章 応急救援備蓄物資整備・配置方針（P12）】

停電対策

- 短期的な停電対策として、ラジオ付手廻しライト、ロウソクランタンを備蓄する。
- 長期の停電対策として、**新たに発電機、投光器を備蓄**

9

食糧対策

- 発災直後の最大食糧需要量（132,800人）に対して、1人あたり2食分を備蓄
⇒ 2食分から3食分に増強
- 可能な限りアレルギー対応食品を備蓄
⇒ アルファ化米はわかめご飯に更新

10

トイレ対策等

トイレ対策

- 発災直後の断水対策として、簡易便座・排便収納袋・便凝固剤を備蓄
- 乳幼児や簡易便座での排泄が困難な高齢者のために、紙おむつを備蓄

その他

- 発災直後の情報収集機器として手廻しラジオ、調理器具としてLPガスコンロを備蓄
- 生理用品を備蓄

11

備蓄物資の配置場所

備蓄庫（基幹避難所）

- 発災直後から必要となる防寒用具や食糧等、初期に必要な不可欠となる物資を備蓄

⇒すべての基幹避難所に配置が完了

防災備蓄倉庫（拠点倉庫）

- 市内数か所に整備する倉庫。被害集中地区への物資配送拠点となる。また、被害地区へ配送する希少品を備蓄

⇒2箇所の拠点倉庫の配置が完了

12

災害時要援護者対策

- 小中学校については、学校の大規模改修・改築と併せて、玄関スロープと車いす対応トイレを設置
- 車いす対応トイレが整備されていない学校については、身障者用便座を備蓄
- 校舎1階の指定場所を災害時要援護者用として優先的に提供

13

生活環境の確保

- 発災直後のトイレ対策は、応急救援備蓄物資による簡易便座・排便収納袋・便凝固剤を使用して対応
- 救護・休憩・更衣・授乳などの「配慮スペース」を確保
- 市立小中学校の耐震化（改築予定校を除く）
- 窓ガラスなどの非構造部材の耐震化
- 受水槽の耐震化や受水槽への給水栓の設置

14

運営方針

- 避難場所自主運営組織に女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した運営に努める
- 行政が行う防災対策はもとより、市民一人ひとり、家族、町内会などが自主的に被害の軽減に向けた取組を進める
- 地域の防災力を高めるよう日ごろから避難所開設・運営の研修や訓練を行政と地域が一緒に取り組むよう努める

15